

尼崎市監査公表第2号

過年度の包括外部監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第252条の37第5項の規定により提出された包括外部監査の結果報告に対し、市長より別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により公表します。

令和8年3月18日

尼崎市監査委員 村上卓史

同 古澤裕子

同 東浦小夜子

同 辻 信行

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	総合政策局（文化振興課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>監事が税務申告の代理を行っている。（結果）</u></p> <p>監事が当財団の税務申告の代理をしており、外形的また実質的な観点から、適切なモニタリングの妨げとなるリスクがある。</p>
5 措置内容要旨	<p>監事の役割や独立性について監事と再確認を行い、令和6年度から監事を申告代理人とすることなく、財団が自ら直接行うよう取扱いを改めた。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 59

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	総合政策局（園田地域課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p>共同事業体として指定管理者に選定されているが、共同事業体構成者間で利益・損失の分配が行われていない。（結果）</p> <p>共同事業体構成員間で、指定管理業務から年度の利益及び損失を毎年度折半することとなっているが、代表構成員から構成員に対して担当業務に関する支払いを行うのみであった。現状では、当財団から構成員への指定管理業務の一部の再委託と変わらず、共同事業体として運営のリスク分担を行っていることにはならない。</p> <p>協定書に定めたとおり、共同事業体構成員間で毎年協議の上、利益・損失の分配を行う必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>共同事業体構成員間で生じた利益・損失については、従前より指定管理料の収支差額として生じた利益を分配してきたが、一部分配すべき利益・損失の捉え方が適当でない部分があった。</p> <p>令和6年度収支分からは、分配すべき利益・損失の項目や分配率を精査し直し、協定書の趣意に従った利益の分配になるように改めた。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 62

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	総合政策局（ダイバーシティ推進課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容 <u>補助金の要綱に精算について明文化されていない（結果）</u>	<p>補助金の精算業務は行われているが、補助金要綱に精算に関する規程がないため、精算行為が正しく行われているのか客観的に判明しない。</p> <p>補助金要綱に、金額確定通知および精算通知に関する定めを設け、適切に運用する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>金額確定通知及び精算通知に関する定めを設けるため、公益社団法人尼崎人権啓発協会補助金交付要綱を令和5年9月に改正した。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 77

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	福祉局（障害福祉課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>指定管理施設において、USBメモリが使用されているが、適切に管理されていない。また、1人に1本貸与している。（結果）</u></p> <p>USBメモリの利用数が多いが、管理簿が設けられていないため、各USBメモリの利用状況が把握できておらず、紛失・盗難により、個人情報漏洩等のリスクが高い状況となっている。</p> <p>備品管理、及び情報セキュリティ強化の観点からは、利用するUSBメモリは最低限とすることが望ましく、利用の申請、使用目的、利用承認、データ消去確認等を明らかとする管理台帳を設けることが必要である。</p>
5 措置内容要旨	<p>令和7年7月より法人全体で、クラウドストレージを契約し、記録の保存などを行うこととし、USBメモリを使用しないよう情報管理に係る取扱いを変更した。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 90

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	福祉局（障害福祉課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>協定書では、当事業団から市に月例事業報告書を提出することになっているが、提出していない。（身体障害者福祉センター）（結果）</u></p> <p>現状では、市が指定管理者を適切に監督しているかどうか客観的には判明しない。 当事業団は、協定書に従い月例事業報告書を市に毎月提出し、市は当該月例事業報告書を毎月確認する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>身体障害者福祉センターでは、自立訓練の実施がなかったことから月例報告書の提出を求めていなかったが、令和7年5月から実施がなかった場合においてもその旨を報告書として提出させるとともに、その報告書を確認するよう取扱いを改めた。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 91

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	福祉局（障害福祉課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>指定管理施設の修繕費負担について、団体と市のいずれが負担すべきかの決定過程が明確となっていない。（身体障害者福祉センター・たじか園・身体障害者デイサービスセンター・あこや学園）（結果）</u></p> <p>指定管理者の責に帰すことが難しいような老朽化を起因とする修繕費用について指定管理者が負担している。現状では、施設運営に関するリスク分担に関する公平性及び透明性を確保できない。</p> <p>基準金額を超過する修繕については、市と指定管理者のいずれが負担すべきかを協議した記録を保存しておく必要がある。また、修繕の費用負担者を単に金額基準により決めるのではなく、指定管理者の責に帰すことができない重要な設備の老朽化への対応については、市と団体の協議により費用負担を決定することを検討されたい。</p>
5 措置内容要旨	<p>あこや学園については、ガスヒーポン室内機の洗浄を行った際に、洗浄を修繕としてとらえず修繕費に計上しないものとして協議を行うことをしなかった。今後については、修繕費に計上する可能性のある1件当たり30万円を超えるもの全てを一部変更協定の対象とすることとして改善した。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 92

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年局（こども相談支援課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p>指定管理施設の修繕費負担について、団体と市のいずれが負担すべきかの決定過程が明確となっていない。（尼崎学園）（結果）</p> <p>指定管理者の責に帰すことが難しいような老朽化を起因とする修繕費用について指定管理者が負担している。現状では、施設運営に関するリスク分担に関する公平性及び透明性を確保できない。</p> <p>基準金額を超過する修繕については、市と指定管理者のいずれが負担すべきかを協議した記録を保存しておく必要がある。また、修繕の費用負担者を単に金額基準により決めるのではなく、指定管理者の責に帰すことができない重要な設備の老朽化への対応については、市と団体の協議により費用負担を決定することを検討されたい。</p>
5 措置内容要旨	<p>施設運営に関するリスク分担に関する公平性及び透明性を確保するため、指定管理協定書において定める修繕基準額を超過する修繕については、これまでも市と指定管理者との間で協議を行い、その負担を決定してきたところであるが、そのような協議の結果を記録していなかったため、令和7年度からは、協議の結果について記録化するよう取扱いを改めた。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 92

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年局（こども相談支援課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>指定管理施設である尼崎学園の躯体及びバルコニーの漏水が改善できていない。（結果）</u></p> <p>指定管理施設である尼崎学園の令和4年4月の特定建築物等定期点検において、天井漏水痕、防水層浮き、断裂があることを指摘されており、施設躯体内に水が回っている可能性がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>令和7年10月10日に建築課職員とともに現地調査を実施した。現地確認の結果、漏水の原因については、屋上防水シートの劣化によるものとは考えにくく、屋上の吸排気ダクトの設置状況から風向き等の条件が重なって雨水を吸引したものと考えられた。このため、修繕の緊急性は低いことから来年度の修繕施工は見送ることとした。</p> <p>なお、今後については、雨天時の漏水には細心の注意を払うとともに、工事の実施時期については、入居児童やコストの低減を念頭に置いて、他の施設改修工事等との抱き合わせ施工を検討する。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 94

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	福祉局（障害福祉課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p>当事業団が保有する備品の現物確認を、定期的かつ網羅的に行っていない。（あこや学園）（結果）</p> <p>備品の現物確認を行わなければ、不良となっている状況が判明しない、紛失している（横領されている）ことが判明しないリスクがある。</p> <p>当事業団が保有する備品と備品を管理する台帳を定期的（少なくとも年1回）に照合する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>あこや学園持込備品及び指定管理料を充てて購入した備品は、物品の取得や廃棄の際には現物を確認していたが、市からの備品の確認依頼時など少なくとも年に1回は、備品の確認を行うよう取扱いを改めた。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P97

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	保健局（保健企画課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p>市は、当財団に対して交付した事業補助金に関する収支報告の正確性を検証していない。 <u>（結果）</u></p> <p>市は、当財団に交付した補助金について、実績報告書を手入しているが、報告書に記載される収支について正確かどうかの検証を行っていない。現状は、交付した補助金額が妥当かどうかの検証及び次年度以降の補助金交付額の適切な判断ができない状況にある。</p> <p>収支報告と帳簿記録、給与台帳、請求書及び領収書等の証拠書類とを抽出により照合し、報告の正確性を検証する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>包括外部監査人の指摘を受け、財団に対して令和6年度補助金の実績報告のうち、市が指定した経費の領収証等の提出を追加で求めた。本件補助金は診療所運営全体の収入支出に対する差額運営経費補助であることから、具体的な個々の支出に充てるための補助金といった性質のものではないため、個々の経費の領収書を確認するのではなく、サンプリング重点費目として、金額の大きい収入科目「急病診療所収益（診療報酬）」及び支出額上位3科目「委託費・薬品費・保守料」を対象に全数照合を行った結果、実績報告額と合致していることを確認した。</p> <p>なお、令和7年11月以降の診療所の運営は、医師会への指定管理となったことから補助金は発生しない。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 107

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	保健局（保健企画課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>市から委託される健診業務等の価格決定に際し、先方の指定した金額により見積書を作成し、提示している（結果）</u></p> <p>契約の透明性を確保できず、また、運営の適切な財源が確保できない恐れがある。</p> <p>市に見積書を提示するに際しては、財団の職員の確保、財源の確保の観点から、当財団でいくらの収入が必要であるかを勘案し、見積金額を算出する必要がある。また、金額の妥当性を説明する観点から、見積書の内訳についても市に提出する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>市に見積書を提示するに際しては、令和7年度から財団の職員の確保、財源の確保の観点を踏まえ、事務量に応じた人件費や当該業務に係る経費等を考慮した上で価格を決定し、内訳の記載された見積書を提出するよう取扱いを改めた。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 111

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（商業観光課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p>市から派遣された職員が、長時間の超過勤務をしている。（結果）</p> <p>市から当法人に派遣されている職員の超過勤務が月100時間を超過している。超過勤務の上限は、職員の身体及び精神が健全に維持できるように定められたものであるため、事前の超過勤務命令をするとともに長時間の超過勤務は厳に慎むべきである。また、改善が難しい場合は、業務内容の見直しや配置換え等が必要である。</p>
5 措置内容要旨	<p>市では、令和7年度から市からの派遣職員を1名増員するとともに、事前の承認手を徹底し、勤怠管理を適正に運用するよう改めた。また、観光局においても、他部署(事業部)から1名文化観光担当へ配置換えを行い、増員を図った。さらに、ギャラリー閉館後に在庫管理や展示替え準備等の業務が発生するため、業務内容に合わせて遅出出勤を行う等、柔軟な勤務形態を実施した結果、月100時間以上の超過勤務を行った職員はいない状況となった。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P116

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（商業観光課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>補助金が対象事業以外の事業に流用されている。（結果）</u></p> <p>補助金申請時には補助対象とされていなかった事業に対し、他の補助対象事業から生じた余剰を流用していた。現状では、補助金交付事務に対する透明性が確保できていない状況にある。</p> <p>事前の厳格な事務手続及び審査の伴わない補助金の流用は、補助金交付に関する透明性が図られないため、厳に慎むべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>文化観光推進事業については、実施前年度である令和4年度の補助金交付申請の段階では実施予定ではなかったが、急きょ、令和4年度の年度末に令和5年度から実施することとなった。</p> <p>そのため、別事業の補助金の余剰金を流用して対応することとしたが適切な事務処理となっていなかった。令和6年度からは厳格な審査及び適正な事務手続を経た後に補助金の交付を行うことを徹底し、課内に周知を図った。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 124

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（ごみ減量政策担当）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>人件費補助に関する収支報告の正確性を、市が検証していない。（結果）</u></p> <p>当財団は、人件費に関する集計資料を市に提出しているが、市は、会計記録、給与台帳及び支払いの事実を確認していない。現状では、補助金交付額の妥当性が検証されていないこととなる。</p> <p>市は、補助金交付額が妥当であったのかを検証するため、給与集計資料を帳簿記録、給与台帳及び支払の事実が確認できる証拠書類と照合する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>包括外部監査による指摘を受け、市は、令和6年度の補助金交付額について、補助金説明書、給与明細書、通勤届などの証拠書類と照合のうえ、支払の事実を確認し、補助金の交付額は妥当と判断した。</p> <p>今後も、人件費補助に関する収支報告の正確性を確認していく。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 131

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（ごみ減量政策担当）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p>10万円未満の備品について、管理台帳が作成されておらず、現物確認が行われていない。 <u>（結果）</u></p> <p>備品の現物確認を行わなければ、紛失や横領されていても適時に判明せず、また、不良となっている事実が把握できないリスクがある。</p> <p>10万円未満の備品についても、管理台帳に基づき、定期的に現物確認を行い、網羅的かつ正確に保有備品の状況、及び実在性について確認を行うことが必要である。</p>
5 措置内容要旨	<p>固定資産に該当しない物品の管理について、今後、市の管理方法を参考として令和7年度中に管理台帳を作成しのうえ、現物確認を行った。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 133

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（道路課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>市から指定管理業務のために貸与された備品のリストが毎年提示されていない。（結果）</u></p> <p>市からの貸与備品について、当法人に貸与備品のリストが毎年送付されておらず、現状では、市で貸与備品として登録されている物品と、指定管理者の管理している備品に相違（紛失、台帳登録誤り、横領等）があったとしても、判明しない。</p> <p>市の貸与備品については、市から備品台帳を指定管理者に提示し、指定管理者に現物確認をしてもらう必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>市の貸与備品、指定管理者に属する備品の一覧表を令和7年8月に作成し、所管課及び指定管理者で確認した。</p> <p>また、今後は指定管理者が提出する年度事業報告書に一覧表の提出を求め、双方確認し、適切な備品管理に努めることとする。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P145

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（道路課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>10万円未満の備品について、現物の確認をしていない。（指定管理）（結果）</u></p> <p>備品の現物確認を行わなければ、紛失や横領されていても適時に判明せず、また、不良となっている事実が把握できないリスクがある。</p> <p>10万円未満の備品についても、定期的に管理台帳と現物の照合を行う必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>市の貸与備品、指定管理者に属する備品の一覧表を令和7年8月に作成し所管課及び指定管理者で確認した。</p> <p>また、今後は指定管理者が提出する年度事業報告書に一覧表の提出を求め、双方確認し、適切な備品管理を行っていく。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 146

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（商業観光課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>随意契約の理由が合理的なものとなっていない。（結果）</u></p> <p>当機構からの委託業務の発注に際して、複数事業者から見積書を入手せず、1者から見積書を入手するのみで随意契約を締結している。現状は、原則として複数事業者から見積書を入手し、比較検討のうえ発注するという契約規則に反することとなり、契約の透明性及び競争性が図られない状況となっている。</p> <p>請負工事及び委託業務等の発注に際しては、契約規則に従い、複数事業者から見積書を入手し、発注先を決定する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>これまで、事業環境や契約条件等により1者見積もりを実施することがあったが、機構の契約規則の原則に立ち返り、令和7年度からは、複数事業者からの見積書を入手し、契約の透明性及び競争性を図るよう取扱いを是正した。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 155

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（公園計画・21世紀の森担当）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>随意契約の理由が合理的ではない。（結果）</u></p> <p>現状では、原則として複数事業者から見積書を入手し、比較検討のうえ発注するという契約規則に反することとなり、契約の透明性が図れない状況となっている。</p> <p>契約規則に基づき、委託業務の発注に際しては、複数事業者から見積書を入手する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>これまで緑化公園協会においては、同協会の「事務の手引き」どおりの取扱いが厳密になされていなかったため、「事務の手引き」どおりの運用がなされるように市から指導を行った。また、これを受けて緑化公園協会においても、これまでの取扱いを改め、「事務の手引き」を厳格に運用していくこととした。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 163

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	教育委員会事務局（スポーツ推進課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容 <u>賞与引当金が計上されていない。（結果）</u>	<p>非営利法人委員会報告第29号公益法人会計基準に関する実務指針（その2）において賞与引当金の計上が求められているが、当事業団では賞与引当金が計上されていない。</p> <p>会計基準に従い、賞与引当金を計上する必要がある。なお、この計上に伴い収益部門に振り替える引当金がある場合、その繰入額は法人税法上否認する必要があるので留意を要する。</p>
5 措置内容要旨	<p>事業団では、当該指摘を踏まえ、令和6年度決算から賞与引当金を計上するように改めた。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 173

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	教育委員会事務局（スポーツ推進課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>期末時預金口座間振替時にかかる処理誤りがあった。（結果）</u></p> <p>当事業団は、期末日に資金移動のために小切手を振り出しているが、銀行の引き落とし処理が翌年度当初になったため、仮受金を計上して調整している。現状では、資金移動させた事実が決算書に反映されていない。</p> <p>資金移動等により差異が生じた場合は、決算書上で調整するのではなく、銀行勘定調整表により差異の把握を行い、単に銀行の処理遅れのような場合は、法人の処理は完了したものととして会計処理する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>事業団では、当該指摘を踏まえ、今後において、同様の事象があった場合には、事業団の会計規則に基づき銀行勘定調整表を適切に作成して処理するように市から事業団を指導し、事業団においても職員に周知を図った。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 174

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	総合政策局（中央地域課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p>指定管理施設の修繕費負担について、団体と市のいずれが負担すべきかの決定過程が明確となっていない。（中央南生涯学習プラザ）（結果）</p> <p>現状では、指定管理者が負担すべきかどうか明らかでない修繕費が、指定管理者の負担となっており、費用負担に関する透明性が図れないリスクがある。</p> <p>基準金額を超過する修繕については、市と指定管理者のいずれが負担すべきかを協議した記録を保存しておく必要がある。また、修繕の費用負担者を単に金額基準により決めるのではなく、指定管理者の責に帰すことができない重要な設備の老朽化への対応については、市と団体の協議により費用負担を決定することを検討されたい。</p>
5 措置内容要旨	<p>これまでに実績はないが、50万円以上の修繕等が発生した場合の費用負担についての協議内容を明確化し、その記録について保存するよう改めて令和7年度から市と指定管理者とで認識共有した。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 177

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（公園維持課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>指定管理施設の修繕費負担について、団体と市のいずれが負担すべきかの決定過程が明確となっていない。（記念公園）（結果）</u></p> <p>現状では、指定管理者が負担すべきかどうか明らかでない修繕費が、指定管理者の負担となっており、費用負担に関する透明性が図れないリスクがある。</p> <p>基準金額を超過する修繕については、市と指定管理者のいずれが負担すべきかを協議した記録を保存しておく必要がある。また、修繕の費用負担者を単に金額基準により決めるのではなく、指定管理者の責に帰すことができない重要な設備の老朽化への対応については、市と団体の協議により費用負担を決定することを検討されたい。</p>
5 措置内容要旨	<p>令和7年度から50万円以上の修繕等については費用負担についての協議内容を明確化し、その記録について保存するように改めた。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 177

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	福祉局（高齢介護課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p>指定管理施設において、USBメモリが使用されているが適切に管理されていない。（結果）</p> <p>USBメモリ管理簿が設けられていないため、USBメモリの利用状況が把握できず、紛失・盗難により、個人情報等の漏洩のリスクが高い状況となっている。</p> <p>備品管理、及び情報セキュリティ強化の観点からは、利用するUSBメモリは最低限とすることが望ましく、利用の申請、使用目的、利用承認、データ消去確認等を明らかとした管理台帳を設けることが必要である。</p>
5 措置内容要旨	<p>利用実態を把握した上で、利用するUSBメモリの数を最低限のものとし、使用する施設においては管理台帳を作成し、適切に運用するよう改めた。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 188

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	総合政策局（協働推進課）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p>人件費補助及び事業補助に関する収支報告の正確性を、市が検証していない。（人件費補助）（結果）</p> <p>当協議会は、人件費及び事業経費に関する集計資料を市に提出しているが、市は、会計記録、給与台帳、請求書及び支払の事実が確認できる証拠書類等と照合していない。現状では、補助金交付額の妥当性が検証されていないこととなる。</p> <p>市は、補助金交付額が妥当であったのかを検証するため、給与及び事業経費の集計資料を帳簿記録、給与台帳、請求書及び支払の事実が確認できる証拠書類と照合する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>従来より提出を求めていた補助金所要額調書に加え、令和7年度からは、市は、当協議会より補助対象となる職員22人について給与台帳の写しの提出を求め、本俸、扶養手当等の各種手当、健康保険や厚生年金保険等の各種控除、支給額などの内訳を確認することで、補助金の金額の妥当性を確認するように改めた。</p> <p>今後も、人件費補助に関する収支報告の正確性を確認していく。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 189

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	福祉局（福祉課、重層的支援推進担当）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p>人件費補助及び事業補助に関する収支報告の正確性を、市が検証していない。（地域福祉推進事業等の事業に対する補助金）（結果）</p> <p>当協議会は、人件費及び事業経費に関する集計資料を市に提出しているが、市は、会計記録、給与台帳、請求書及び支払の事実が確認できる証拠書類等と照合していない。現状では、補助金交付額の妥当性が検証されていないこととなる。</p> <p>市は、補助金交付額が妥当であったのかを検証するため、給与及び事業経費の集計資料を帳簿記録、給与台帳、請求書及び支払の事実が確認できる証拠書類と照合する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>従来より提出を求めていた収支報告書に加え、令和7年度からは市社協と調整し、補助金交付額に係る事業経費の集計資料並びに補助金の対象事業に係る人件費の給与台帳及び支払伝票の写しの提出を求めた。提出を受けた資料を照合した結果、補助金交付額が妥当であると確認できたことから、今後も、地域福祉推進事業等の事業に対する補助金について、こうした取組を継続して行っていく。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 189

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（イノベーション推進担当）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p>当研究所が運営するものづくり支援センターに設置されている市所有の設備が、遊休状態となっている。（結果）</p> <p>市から当研究所に貸与されている大型のレーザー加工装置が遊休状態となっており、収益の獲得及び施設の有効活用が行えていない状況にある。</p> <p>市は、当研究所に貸与している物品で、現在利用されていないものがないかを確認し、該当するものがあれば不用の決定を行ったうえ、施設有効活用の観点から早急に売却または廃棄することを検討すべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>ものづくり支援センターの機器・装置類については、導入から長年月を経て事業所のニーズに合わない機器も多いことから、故障し、部品生産終了により調達困難・修理不可の高精度CO2レーザー加工装置をはじめ3台の機械装置の廃棄手続を令和6年12月に行った。今後においても、財団における新たな事業計画等を勘案する中で、使用不能な装置や使用が見込まれない装置については、廃棄や売却等の手続を適宜適切に行っていくよう改めた。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 201

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（イノベーション推進担当）
2 監査結果報告日	令和7年2月19日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容 <u>補助金の要綱の規定が不十分である。（結果）</u>	<p>現状では、事前に概算で交付した補助金額に関する確定の有無及び精算の有無に関する事実が確認できない状況となっている。</p> <p>補助金要綱に、金額確定通知および精算通知に関する定めを設け、適切に運用する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>市において、令和7年度より要綱を改正し、概算払いした経費の金額確定通知及び精算通知等精算に関する規定を設けた。</p>

※ 「令和6年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 205

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（公園維持課）
2 監査結果報告日	令和6年2月21日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容 <u>前金払理由の記載内容の充実（結果）</u>	<p>尼崎市は、前金払の合理的理由を精査し、決裁書上も明確に記載すべきである。（緑の相談所及び緑化普及啓発フィールド公園等維持管理運営業務委託）</p>
5 措置内容要旨	<p>尼崎緑化公園協会との本件委託業務については、財務状況を検証した結果、令和7年度の契約より通常払いと改めた。</p>

※ 「令和5年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 76

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（公園維持課）
2 監査結果報告日	令和6年2月21日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容 <u>前金払理由の記載内容の充実（結果）</u>	<p>尼崎市は、前金払の合理的理由を精査し、決裁書上も明確に記載すべきである。（西武庫公園維持管理運営業務委託）</p>
5 措置内容要旨	<p>尼崎緑化公園協会との本件委託業務については、財務状況を検証した結果、令和7年度の契約より通常払いと改めた。</p>

※ 「令和5年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 77

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	総合政策局（ダイバーシティ推進課）
2 監査結果報告日	令和3年2月22日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>【普通財産（戸ノ内町3丁目）】長年無断で利用されている土地について、適切な貸付手続を行う必要がある。もしも、状況の改善が見込めないのであれば、土地の売却を検討する必要がある。（結果）</u></p> <p>市が未利用地として保有する土地が、長年無断で利用されているにもかかわらず、当該状況を黙認している状況にあることから、早急に適切な貸付手続を行う必要がある。</p> <p>今後とも継続して利用を許可するのであれば、適切な貸付手続を行う必要がある。逆に許可しないのであれば、フェンスを設置する等当該状況が継続しないような措置を講ずる必要がある。</p> <p>また、市として当該普通財産に係る将来の活用方法が見いだしにくいのであれば、市として今後とも当該未利用地を保有する必要性は乏しいことから、当該土地について、売却手続を検討する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>当該土地を不法に占有している者に対する土地明渡し等請求の訴えを令和5年10月に提起し、令和6年2月22日に勝訴判決を得、同年3月29日に強制執行の申立を行い、同年5月9日に強制執行を実施した。その後、地域団体によって設置されていた「だんじり置き場」等の撤去も完了し、土地売却に向けた測量及び地下埋設物の調査を実施した。その後、令和8年2月26日に売却が完了した。</p>

※ 「令和2年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 76

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（しごと支援課）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	令和 8 年 3 月 9 日
4 監査結果の内容	<p><u>分割納付の署名捺印が得られていない案件について（結果）</u></p> <p>当該債権は、過去にしごと支援課の管轄施設であったが、現在は廃止されている施設の食堂事業者として使用許可を受けていた A 株式会社に対する行政財産目的外使用料である。市は、A 株式会社の収益悪化等の主張により平成 23 年 6 月に毎月 30 千円の口頭による分割納付誓約を許可し、その後、平成 26 年 1 月には、分割納付額を減少させ、毎月 10 千円の回収を図っている。市担当者によれば、この分割納付誓約は 2 回とも口頭で行われているとのことであるが、平成 23 年 6 月時点の当時の分割納付誓約に関しては、滞納額及び今後の市の対応等についての協議の記録はあるものの、分割納付誓約許可の決裁等についての文書は残されていない。なお、平成 26 年 1 月の分割納付額の変更に関する債務者との協議内容については文書化されており、この協議内容は平成 25 年度収入未済額に係る平成 26 年度への繰越決裁に引き継がれている。口頭による分割納付誓約を、市が文書によらず許可し、かつその記録が残っていない場合、債務承認された対象や時期が明確でなく、時効中断の効力が生じない可能性がある。時効中断の効力を確実に生じさせるため、分割納付を許可する場合には書面の誓約書を入手すべきである。仮に、書面による入手が困難ならば、少なくとも、口頭により分割納付誓約を受け、それを許可した記録を詳細に残す必要があった。今となつては、記録を残すことは不可能であり、早急に債務承認書を入手するか、分割納付誓約の文書化を行う必要がある。また、関連する条例や規定（「行政財産使用料条例」、「尼崎市公有財産規則」、「尼崎市公有財産規則の運用について」）には、行政財産使用料に関する分割納付について特段の定めはないが、尼崎市財務規則 第 155 条には「履行延期の特約」として履行延期申請書の様式や条件が定められており、形式的には、当様式や条件に基づいて分割納付誓約書を作成することとなる。</p>
5 措置内容要旨	<p>令和 7 年度は、令和 7 年 4 月 23 日に郵送により、滞納者に納付書及び分納誓約書を送付して、引き続き月 1 万円ずつの納付及び分納誓約書への署名捺印を求めた結果、同年 10 月末日現在で毎月の納付はされているが、分納誓約書については未提出の状態となっている。</p> <p>なお、市としては、平成 28 年度以降、面会や電話連絡をするごとに、署名捺印を求めているが、過去の経緯から、相手方との交渉が難航しており、分納誓約書の文書化には至っていない。</p> <p>一方、これまでも 165 回にわたって、適切に分割納付はされており、令和 7 年 10 月 31 日現在の残債務率は 24%となっていることから、分割納付の署名捺印がなくとも債権の大部分を回収したことになるため、現時点においては、分割納付の署名捺印が必須とは考えていない。</p>

※ 「令和 27 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 230

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	福祉局（高齢介護課）
2 監査結果報告日	平成26年2月18日
3 措置通知日	令和8年3月9日
4 監査結果の内容	<p><u>グループハウス事業継続の必要性について（結果）</u></p> <p>当初は大震災後のケア付仮設住宅の入居者に対する期限付の事業として始まったものであるが、現在は地域支援事業として実施されている。</p> <p>地域支援事業である以上、広く被保険者が利用できる必要があると考えるが、高付加価値のサービスでありながら、あまりにも事業規模が小さく、利用者がごく限られてしまう。</p> <p>仮に市として当該事業を継続すると判断したのであれば、被保険者に公平な利用機会を提供するため、事業規模を拡大すべきであるが、多額の財政負担を伴うことから事業規模拡大の判断は慎重にならざるを得ない。</p> <p>一方で現在の利用者の権利保護に十分配慮することも必要であるが、市の事業として当該事業を現状のまま継続する合理性はないと考えられる。</p> <p>そのため、市が所有するグループハウスの土地及び建物を含む事業自体の民間への売却等、事業の廃止も含めて具体的な検討を行うべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>グループハウスは、高齢者の自立した生活を支える拠点の一つであり、地域との交流の場としても、その役割を果たしている施設である。</p> <p>一方、グループハウスと同様に、入居者の安否確認や生活相談等のサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」等の供給が増加しているほか、近い将来には大規模改修による新たな費用負担が生じる可能性も高く、改めて、課題認識を持って、そのあり方を検討してきたところである。</p> <p>その中で、今日における事業目的の達成状況や費用対効果等を含め、事業廃止の方向で整理を行った。</p> <p>ただし、事業廃止に向けては入居者等への十分な配慮が不可欠であることから、事業受託法人との協力のもと、転居に向けた丁寧な支援を実施するとともに、廃止時期の決定を含めて、慎重に対応を進めていく。</p>

※ 「令和25年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 183